

種の日本語讃美歌前後相踵いで出版せられたりき。其の一は、同年四月神戸基督公會の建設せられたりし時同地の信者前田某等の出版せし讃美歌集にして、組合教會のグリーン・松山等のものせし新作と、横濱讃美歌二三首と、總計八首の歌を集めたるものなりき。その二は、プレスビテリアン派のルーミスと横濱公會の奥野昌綱とが協力して新に翻譯したるものと、從來のものに改正を加へたるものとを合せて十九首より成る讃美歌集なりき。其の三は、バプチストのナーサン、ブラオンの編輯せしものにて二十七首の讃美歌を集めたるものなり。その四は、長崎にて出版されしものにて、此地在留のリフォームド派のスタウトとメソヂスト派のデビッドソン等の協力によりて成りしものなり。我が教會の瀬川淺も之れに關係せり。有名なる「ヤコブの井に耶蘇すわり」云々の讃美歌がその中に加はりしや否やその内容を詳にせず。(附録三號を見よ。)其五は、神戸にて出版されし羅馬字の讃美歌集にして、アメリカンホルドのベリ醫博士の努力に成れり。其の表紙に天上いそたかきどころには榮光神にあれと云ふ聖句を記

載せり。これロベルト、ブラオンが祝辭として選擇し贈りし聖句なりと云ふ。其の六は、横濱公會の熊野雄七が出版したる木版刷の讃美歌集にして其の收むる歌三十一首、當時用ゐられたるものに新作を加へたるものにして、其の版下は奥野昌綱の筆に成れり。これ横濱公會に於て用ゐられし讃美歌集なりき。此等六種の讃美歌集の中には共通の歌あり、又同一のものにて其の譯の異なるものあり、その體裁、語調も未熟のもの多かりしが、爾來各派教會はそれら之れを改正、増補してその讃美歌の完成を試みたりき。

日本基督一致教會は明治十一年四月に開かれし第二回中會に於て讃美歌の添刪増補の必要を認め、ロベルト・ブラオン・奥野昌綱・高橋五郎の三人を擧げて委員となし、之れに改正の事を一任せしが、委員等は改正・翻譯・新作をなして百有餘首の讃美歌を得、明治十三年の冬に至りて漸く成就したり。「讃美歌」と題する百餘頁の小冊子れなり。委員等は此れが編纂に當つて苦心せしこと尠からざりしが、その根本的の問

題とも云ふべきものは、「和風の調子を用ゆべきか、洋風の調子を用ゆべきか、抑も亦新に調子を作るべきか」の議にて、此の點に關する委員の意見一定せざりしを以て、更に中會に提出して決議を求めしかば、中會は此の問題を討論すること數刻にして遂に從來用ひ來りし洋風の歌に和風の五七、五七の歌を交へ漸々改正すべしと一決したと云ふ。(中會記録)、然るにその後、明治十六年に至り、復又讚美歌改正の議起り、同年の大會はギドウ、フルベツキ、奥野昌綱、植村正久、瀬川淺の四人を擧げてその委員となせしが、明治十九年に至り該委員は組合教會の讚美歌改正委員松山高吉・宮川經輝・田村初太郎・ジョオルジ・オルチン等と協同して之れを編成することとなり、明治二十一年に至りて成就せり。「其の集むる所の歌は都て二百六十三首にして之を分てば四種となる。其の一は組合一致兩會の舊讚美歌より取て改正せしもの、其の二は他の教會の讚美歌中より許諾を得て撰拔せしもの、其の三は英語の諸讚美歌集より翻譯せしもの、其の四は委員自ら新製せしもの是なり。而して其の中尤も多きは翻譯

せしものと新製せし者となり。此の他に頌榮の短歌數首あり。讚詠文等を合すれば凡て卷中に輯收せしもの二百八十九に及ぶ」云々とは其の卷頭の緒言に述ぶる所なり。此れを「新選讚美歌」と云ふ。爰に至りて我が教會にて用ゐし讚美歌も稍完備するに至れり。

四、傳道の機關

日本初代教會の信者は皆何れも熱心なる傳道者なりき。その信仰を告白してバプテスマを受くるや、先づその親戚故舊に對してその信仰の理由を説明し、進んで基督教を宣傳して之れが信仰を促して止まず、彼等は基督を信する者は救はれ信せざるものは罪に定めらるべしとの確信を懷きて福音の宣傳に熱中し、その銳鋒當るべからざるものあり、隨て往々反抗の氣分を惹起せしこと少からざりしも、その熱烈なる信仰に動かされて心を傾くるもの多く、その宣傳は遠く教會所在地以外の地方に波及し、か

しこ此處に教會建設の地歩をなすに至りぬ。信州上田・上州桐生・武州和戸の地方に基督教の傳はりしは、其の初め京濱にて信者となりしものがその故郷に歸りて新宗教を宣傳せしに基くと云ふ。此の如く教會は信者總掛にて傳道に努力し、其結果大に見るべきものありしも、如何にせん其の勢力微弱にして未だ以て組織的傳道を試むの餘裕なかりしかば、傳道事業は多く外國ミッションの力に頼らざるべからざりしは蓋し當時に於ては止を得ざる所なりき。然りと雖も日本基督教會に於ては、その初よりして鬱勃として抑ゆべからざりし獨立的精神は特り傳道事業の方面に於てのみ沈靜なる能はず、次期に於ける大會傳道局なる者の萌芽は早く既に此の時期の初に於て其の頭を擡げ出せり。

明治十年一致教會の組織せられし後、間もなく東京の信徒有志者の間に内國傳道會社設立の計畫あり。翌年春に至りて漸く其の歩を進めたれど、只少許の献金を募集せしのみにて何等爲す所あるなく、明治十二年十月に至り該會社は中會の權下に歸し、

中會は更に六名の内國傳道委員なる者を設けて傳道の事に當らしめたり。然れども教會及び信徒の寄附、義捐に成れる金額の至つて僅少なりしが故、専任の傳道者を置くあたはずして、只時々牧師。傳道者に依頼して地方傳道を試みしに過ぎざりしが、その着手せし傳道地は銚子・高田・東金の地方等なりき。然るに明治十六年十一月東京新榮教會堂に開かれし第二回定期大會は、右内國傳道委員を廢すると同時に、更に一個の傳道局を設置せんことを計畫し。委員を擧げて其の組織方法を調査せしめ、次期の大會（明治十八年）に至つて終に日本基督教一致教會大會傳道局なる者を設立するに至れり。爰にその組織方法を略記せば下の如し、即ち（一）大會にて選舉したる各中會の内外人各十名合計二十名の傳道委員を以て本局を組織しその中より委員長一名書記内外人各一名會計内外人各一名計五名の役員を互選して事務を執らしめ、（二）此等局員は大會の管下において中會傳道委員の事務を監督し且つ内國信徒並に外國ミッションより資金を集めて各中會及び本局に屬する傳道事業並に神學生の費金を豫定し且

つ支出すること。(三)其の資金募集及び支出の方法は内國人より四分の一を出せば外國ミッションより四分の三を出すの割合にして傳道者の給料四分の一を支出し得る所に一人の傳道者を置くことを得。(四)中會傳道委員も亦内外人同數より成り本局より支給する資金を受領してその中會内の傳道事業并に神學生を管理し其の費金を豫定し且つ支出す。かくして傳道上一切の實務は重もに中會傳道委員の手に委したり。之れを改造して獨立の傳道局となし現今の形式となりしは次期にぞくするを以て後編に記述すべし。

大會傳道局は此の期の終に於ては二十八名の傳道者と四十ヶ所の傳道地を有し、内國傳道は之れが爲に一層の勢力を加ふるを得たり。其の外尙は協力諸ミッションは依然各自の傳道を努めしかば、明治廿三年十月に至りて一致教會は前章所載教會の外に九十有餘の講義所を有し、且つ四十五名の教師と五十名の教師試補者を有したりき。海外の傳道も亦日本基督一致教會の疾くより注目せし所なりき。明治十一年十月横

濱住吉町教會堂に開かれし第三回一致教會の中會は、海外傳道委員規則なるものを設け、委員六名を選挙し、先づ朝鮮に傳道者を派遣せんことを定め之れが準備に着手したり。これ前回の建議即ち第二回中會にせ提出られし建議案に基きて成立したるものなるが、其の建議者は長崎のスタウト教師にして、その趣旨は左の如くなりき。曰く「今や朝鮮國へ傳道師を派遣し得るものは各國の内にて唯支那と日本とあるのみ。然れども支那の基督信者は是の事を企ることなし。故に是の事は日本基督教會のなすべき事なり。而して之兩國間に親密なる交誼の整ひしは真理之光を此に傳ふる神之作用なりと覺ふ。且つ又在昔彼の國より是の國に贈るに佛法を以てす、然るに今却て是の國より彼れに福音を送るは豈美譽と云はざる可けんや。又彼の國の言語・風俗は是の國と殆んど相同じ、又彼の國に歐米より教師を派出すると是の國より派出すると經濟上之差異・傳道之難易立どころに辨すべし。」

(日本基督一致教會中會之記錄)(原文の文字を少しく改む)

此の建議案の議場に登るや、尙早論も起りてさまざまの異論もありしが、慎重に考慮して規則を編成すべしとの議可決せられ、爰に至りて規則を編成し、委員を設くるに至りぬ。

斯くて委員は朝鮮傳道のことを計畫し、派遣傳道師の給料を月廿五圓と定め、海外傳道に志ある者一人を得之れを一致神學校に入れて準備をなさしめしが、不幸にしてその人在校中病を以て辭退し、爾後其の人を得ずして遂に爲す處なく、委員も亦何時しか立消となり訖りぬ。朝鮮に縁故ありし本郷教會の長老吉岡弘毅や青山昇三郎は該傳道の計畫に熱心し青山の如きは已を得ずんば自ら天秤棒をかついで自給傳道を試みんとまで意氣こみしも、如何にせん當時内地の布教急にして海外傳道の氣乗うすく終に之れを實施するに至らざりしぞ遺憾なり。

五、教育、學校

日本一致基督教會と特別なる關係を有する教育事業は日曜學校に於ける宗教々育、神學校に於ける教職者の養成、高等及び普通學校に於ける基督教主義の教育なりき。日曜學校なるものは明治の初年より宣教々師主宰の下に處々に設けられしが、一致教會成立の後、中會は（明治十一年）殊に委員を擧げて日曜學校を盛大ならしむるの方法を講じ、大人、兒童の宗教々育を奨励したる結果、漸く各地に行はるゝ至り、各學校・教會その他に於ける日曜學校生徒の數々千人に上りしが、次期に至りて稍盛大となれり。

教職者の養成は協力ミッションの設立にかゝる神學校に於て必須の學科を修めしめしものにして、その學校は東京明治學院・長崎東山學院・仙臺東北學院の三學院とす。明治學院・日本基督一致教會成立當時教職者養成所として一致神學校なるものゝ設立せられしは既に前に述べたるが如し。（一〇四頁参照）然るに明治十九年六月明治學院の（芝區白金に）設立せらるゝや一致神學校は合してその神學部となり、その面目を

一新せり。我が日本基督教會の牧師・教師・傳道師には此の學校の出身者多數を占めぬ、以てその傳道界に貢献する所大なるを知るべし。其の普通學部は明治五六年頃創立せられし横濱に於けるヘボンの家塾の進展してシヨン、バラ主宰の下に一個の英學校となり、更に東京に移りて其規模を擴張したる(明治十三年東京築地明石町七番地)築地大學校と、亞米利加リフオームドミツシヨンのワイコフ博士主宰の下に設立されし(明治十四年)横濱先志學校とを合して一致英和學校と改稱せしものを。(明治十六年)更に又明治學院に合したるものなり。而して又明治十七年東京、神田淡路町に創設せられたる東京英和豫備校なるものも亦合して明治學院の豫科となれり。明治學院普通科はその初め稍高等なる特種の教育を施し來りしが、政府の學制畫一主義と私立學校撲滅主義とに壓せられて自由なる教育を施す能はざるの羽目に陥り、終にその普通部は中學程度の學科を授くる所となり、その程度大に低下せり。而して之れが高等部を設置するに至りしは數年の後なりき。

東山學院、長崎の神學校は明治六年の頃亞米利加リフオームド派の宣教々師スタウトが、男女の學校を設くる傍ら自宅に青年を集めて聖書並に神學を教へしに始まり、爾來之れを繼續して次第に其の歩を進め、明治十四年に至て神學校を設置し西部中會の管下に入れり。明治二十一年スチール紀念學校と稱する男子普通英學校と合併してスチール學校神學部となれり後東山學院と改む。

東北學院、仙臺神學校は合衆國リフオームド、ミツシヨンの設立せる所なり。明治十九年同ミツシヨンが、我が一致教會の協力ミツシヨンに加入し、押川方義の賛成を得、仙臺を本據として専ら東北地方の傳道に當るや、同ミツシヨンは傳道者養成學校を仙臺に設け、同派の宣教々師ホーイと一致教會の押川方義の二人専ら其の管理教導の任に當り、以て傳道の志ある者を收容して神學の豫備修學をなさしめしが、明治二十三年豫備料最初の卒業生を得るに至り、始めて神學校を設置したり。之れが普通學部と合して東北學院と稱するに至りしはその翌年のことなりき。

上記三神學部は明治二十三年十二月の一致教會最終の大會に於て、その認可を受くるに至りぬ。

女子教育は外國ミツシヨンの最も意を用ひたるものゝ一なりき。我が一致基督教會の協力ミツシヨンが最初に設立したる女學校は横濱フェリス和英女學校（明治三年）、横濱共立女學校（明治四年）、東京グラハム女學校（明治七年一月、後の女子學院の一部）、長崎梅ヶ崎女學校（明治六年創設後一時中絶し同く八年再設し十年に至りて學校となる）、櫻井女學校（明治九年最初櫻井ちか子女史の經營したるものなりしが、後ちプレスビテリアン、ミツシヨンに屬せり）、等にして當時我國女子教育の道未だ開けざる時に際し、此等女學校の教育は社會に貢献する所多く、ミツシヨン女學校の出身にして基督教會の内外に活躍し、女子向上の爲めに努力するもの少からず。明治の初年カロゾルス夫人が創設せし女學校は、後ち銀座女學校と改稱し、一時銀座教會の長老原胤昭の經營する所となりしが、明治十二年グラハム女學校と合して一となり、更

に復グラハム女學校は櫻井女學校と合して女子學院となり、其の面目を一新せり。其の外金澤の北陸女學校・廣島の廣陵女學校（明治二十三年山口に移され鴻城女學校となる）、仙臺の宮城女學校・名古屋の金城女學校・札幌の北星女學校等あり。此の内長崎の女學校と山口の女學校とは後ち合して一となれり。下關梅香女學校此れなり。其他小學校幼稚園等の設け數多あり。その教育界に貢献する所尠少にあらざるなり。

六、一致教會の條例・信條・儀式・政治

日本基督公會時代の信條・儀式・政治等は極めて簡單なるものなりしことは第二章中に既述せるが如くなるが、（附録一號・二號を見るべし）、一致教會時代のそれ等は稍複雑にして明治十年に制定せられたる「教會政治」にその大綱を規定せり。その條例は信仰の箇條・政治の規則・懲戒條例・禮拜模範等なりとす。爾來外國宣教々師に關する大會議員の資格に就いて一部の改正ありしのみにして他に何等の變更、改正も

なかりき。爰にその綱領を略記すれば左の如し。

一、信條、ドルト教典・ウエストミニストル信仰箇條・耶蘇教略問答・ハイデルベルグ問答の四を以て信仰の規矩、標準となし、一致教會の役員は此の規矩に反する教義を主張し、又は之れを人に教ゆることを得ざるの定なりき。これ等の信條は皆歴史的由緒のあるものにして、世界萬國のプレスビテリアン派及びリフォームド派教會の金科、玉條視する所のものなり。一致教會が此等の信條を採用するに至りし事情は第三章に記述したるが如し。而して此等の信條の和譯は明治十三年に至りて完成したり。

二、儀式、各箇教會の一般に守るべき儀式、禮典は讚美・祈禱・聖書の朗讀・説教・バプテスマ・主の聖晚餐・公同斷食・感謝・献金・祝禱・按手禮等とす。此の内公同斷食は始めより殆んど實行せられざりしも他は皆最もよく實行せられたりき。主の日には信徒皆一定の場所に集會して公同禮拜を行ふことは缺くべからざる義務、特權となし、又一週一回若くは二回の祈禱會を開くを常とす。禮拜は讚美・祈禱・聖書の朗

讀・説教・献金・祝福等にして、バプテスマは志願者の其の信仰告白に及第したるものある毎に専ら主の日に於ける禮拜の時に執行し、聖晚餐は日本基督公會時代に於ては、「毎月首の安息日に於て會中齊しく聖晚餐を守るべし」と規定しあれど、長老教會の中には隔月に守るものもありき。一致教會時代に於ては、その回数 of の如きは箇々教會の自由にして、中には年に二三回守るものもありしが、通常毎月若くは隔月に一回執行するを慣例とする教會多かりき。按手禮は宣教長老・治會長老・執事等・教會役員任職の時に行ふものとす。その外葬式・結婚式等に關しても一定の模範ありて「禮拜模範」に規定しありき。

當時は一般に主の日を安息日と唱へ日本基督公會はその第三條例に於て「安息日毎に會堂に集り神恩を感謝し聖徳を頌讚し熱心を以て祈禱を爲し講ずる所の聖教を服膺し偕に聖潔を全ふすべし」と規定し、一致教會は特別に之れが規定を特記せざりしが如くなるが、何れの時代に於ても其守り方に付き詳記したることなきも。當時基督教會

は一般に舊約時代の安息日の守り方を主の日に適用し、此の日に於ては世俗的業務を休止するは勿論、旅行・賣買等を始め、いさゝかにても金錢を取扱ふことを嚴禁し、之れを犯すものは大罪を以て擬せられしが此信者の懲戒處分を受けて教會より除名若くは放逐されしものは此の種の安息日を犯したるの罪なりき。安息日は信者の負ひ難き重荷なりき。

三、政治、一致教會最高の役員は宣教長老なりき。宣教長老は現代の所謂基督教々師にして、其の職柄によりて名稱を異にす。即ち民衆に教義を教ふる職務に就いては教師と云ひ、會衆を監督する職にあるものを監督と云ひ、會衆を治め、養ふ職にあるものを牧師と云ひ、遣はされて神の旨を民衆に宣傳し神人間の和睦を取扱ふ職にあるものを公使と云ひ、其の教會の僕なるが故にその關係と職務に就ては役者と云ひ、福音を宣傳し、聖禮典を施し、教會を立つる爲めに遣はされたるものを福音者と云ふ。(教會政治)

箇々の教會に缺くべからざる職員は牧師・長老・執事の三つとす。牧師は會衆を教育し、儀式を司り、教會を治め、宣教をなすの職に任せられたる宣教長老にして、一致教會の選舉により中會の認可し任職する所のものなり。治會長老は牧師を佐けて會衆を治め、中會大會に教會を代表するものなり。執事はその教會の會計、救恤のことに取扱ふものとす。長老・執事は教會がその會員中より選舉任命するものにして按手禮を受けて就職するを定規とす。

一致教會は大會・中會・小會の三議會を置きて一切の宗務を處理、監督す。凡べて一致教會の信條・規則を遵奉する所のものろくの教會を一箇の團體となし、之れを總轄する所の機關ありといへども、その内に在る各箇教會も亦自治の團體となし、其の政治は小會によりて行はる。小會は各箇教會の必ず有すべき機關にして、その教會の選舉したる牧師と治會長老とより成り、その教會を管理、代表するものなり。中會は一定の區域内に在る各箇教會を包括管理するものにして、その管轄にぞくする宣教長

老と各箇教會の小會より選出せる一名宛の治會長老を以て組織するものにして、その部内の秩序を維持し、各箇教會の建設・解散・宣教長老の任免・懲戒・牧師の就職・辭職・傳道者の準允・部内の布教その他のことを司る機關なり。大會は各中會所屬の宣教長老と各箇教會の小會より選出する治會長老とを以て組織す。(各教會一人宛)。是れ則ち一致教會の總會議にして全國の各中會・各教會を管轄し、最高の立法權及び司法權を有す。協力ミツシヨンの宣教々師は日本の宣教長老と同じく中會・大會に於て正議員たるの資格を有しながら、治外法權の特權を有せり。此れ一致教會が其の開拓者たる外國宣教々師を殊に優待せしものなり。

七、外國教會との交通

清國障州及び泉州の障泉長老教會大會より我が一致教會に書翰を送り來ること三度、最初は明治十一年にして、(附録四號を見よ)、次は同十三年、又其の次は同二十

年なりき。我が教會悉く之れに對し返書を送れり。同國厦門教會亦た我に書翰を送り問安すること二回、最初は明治十三年にして、次は同十四年なりき。我が教會復た悉く返書を送る。其の他該期間宣教々師の歸國する者、又は本國に在る者に托して、我と協力せる外國諸教會に好意を通せしめしこと數回、即ち明治十三年には米國に開かれし萬國長老教會大會・米國長老教會の總會・同リフオームド教會の大會・明治十四年にはスコットランド一致長老教會・同十六年にはベレファストの萬國長老教會大會・同二十年には英國ロンドンに開かれし萬國長老教會大會・米國及びスコットランドの我と關係ある諸教會等なりき。

八、協力ミツシヨンの増加

亞米利加・ブレスピリテリアン・亞米利加・リスオームド・スコットランド、ブレスピテリアンの三ミツシヨンが協同して我が一致教會と協力するに至りしは明治十年

一致教會組織の年なりしが、其の後新たに協力に加はりしミツシヨン四個あり。即ち合衆國リフオームド、ミツシヨン・亞米利加、南プレスビテリアンミツシヨンは明治十九年に、亞米利加婦人一致異邦傳道會ミツシヨン（ウーマンズ、ユニオン、ミツシヨナリー、ソサイチー、オブ、アメリカ、フォーア、ヒーゼン、ランド）は明治二十年に、カムバランド、プレスビテリアン、ミツシヨンは明治二十二年に加入せり。右の内カムバランド、プレスビテリアン、ミツシヨンは一八七五年（明治八年）始めて日本に宣教々師を派遣することを決し、その選に當りしゼー、ビー、ヘール夫妻は明治十年二月日本に到着し、尋いで翌十一年エー、デー、ヘール夫妻來朝す。彼等の始めて大阪に説教所を開始せしは翌明治十二年なりしが、翌十三年に至り初めて二人の青年にバプテスマを授くるを得たり。爾來大阪を中心として和歌山縣及び愛知縣に布教し數個の教會を建設したるが、是等の教會が我が一致教會に加入せしは第三章中に記述したるが如し。（二三四頁を参照せよ）

合衆國リフオームド、ミツシヨンは（始めゼルマン、リフオームトと云ふ）一八七八年（明治十一年）日本に布教を開始することを決したりしが、その代表者エー、デー、グリーング夫妻の來朝せしは翌明治十二年六月一日なりき。尋いて同ミツシヨンのビー、モー、モーはグリーングに後ること四年三月二十二日の明治十六年（一八八三年）九月廿三日を以て横濱に到着し、同じく同派のダブリュー、イー、ホーイは明治十八年（一八八五年）十二月十二日日本に渡來し、爰に同派の日本ミツシヨン組織せられたり。グリーングは來朝以來三ケ年間を日本語研究に費し、翻譯等に努力せしが、後ち九段に説教所を設け日本橋に學校を建て、モーは學習院の教授となり、傍ら聖書研究を開き、數十名の信者を得たり。中島信行夫妻の洗禮を受けしはその當時のことなりき。日本基督一致教會と協力するに至り、同ミツシヨンはその本據を仙臺に移し、押川方義等と協同して東北地方の布教に努力せり。東北學院は該ミツシヨンの建設にかゝるものなり。又同派の設立したる東京大工町教會は一致教會に加入せり。此

れ即ち神田教會の前身なり。

南プレスビテリアン、ミツシヨンの最初の派遣宣教々師はアール、ビー、グリナン・アール、イー、マカルピンの二人にて、明治十八年本邦に渡來し、始め高知を本據として其附近に布教し、後ち神戸及び名古屋等に宣教々師を派遣したりしが、その活動は多く次の時代にぞくせり。

米國婦人一致ミツシヨンは明治四年傳道著手以來、我が教會と實際の協力を爲し居たることは既に前章に述べたるが如し。(第一章十七頁及び第二章四七頁を見るべし)此のミツシヨンが女子の教育(共立女學校にて)と直接布教に努力したるその功績は大なるものあり。女教師等の宣教方法は重に日曜學校・聖書講讀・家庭訪問等にして明治十四年頃の記録によれば、その當時該ミツシヨンの關係したる此等の集會の毎週開かれしもの十有八の多數に登れり。而して此等の諸集會に於て導かれバプテスマを受けし者前後八ヶ年間に約三十名、志道者數十名、生徒若くはその家族の中よりバプ

テスマを受けしもの七十人以上ありしと云ふ。その女學校の卒業生が社會に出で、基督教的感化を及ぼしたることも亦少からざりき。ピヤソン女史が女子神學校を設置して更に傳道界に活躍せしは次の時代にぞくせり。斯くて日本基督一致教會は以上七個の協力ミツシヨンと協同して布教に勤め更に進んで日本基督教會時代に移れり矣。

—(終り)—

日本基督教會略史 (前編)

附 錄 (一號)

第一、公會規則

- 一、聖書は神靈の默示なれば信すべく行ふべきの標準たるなり。
- 二、全能の父天地萬物を創造し玉へる獨一の神なることを信。
- 三、その獨子神に在て人となり神と人との兩性を備て體を爲玉へる即我輩の主耶蘇基督唯一の救者なる事を信。
- 四、父と子より出づる聖靈我輩の心志を清潔にする事を信。
- 五、眞實に耶蘇キリストを信するものは悉く一の全公會たる事を信。
- 六、亞當の罪に因て元祖の義を失ひしを信。

- 七、キリストの贖に因て罪惡の赦を得る事を信。
- 八、靈魂不死と肉體の復生とを信。
- 九、將來キリストの審判し玉へる事と永生の樂と永遠の苦とを信。
- 十、我輩凡て偶像を拜すると肉體の外欲とは悉くこれを棄ん。
- 十一、我輩生命を失といへども獨一の救者を諱まじきなり。
- 十二、教師、長老の勸導に従ふと、兄弟眞實に親睦すると道の勤べき事と、聖晚餐を守るとは生涯よく慎で之を守らん。
- 十三、尤宜く和平端正にして人を教へ、君長を尊敬し、父母に孝順に、公法を守るべきなり。
- 十四、諸事眞神の前に勤勞して人の窘迫を厭ひ、己を枉て利を權るべからず。
- 十五、凡て此條を全く成んために主耶蘇の恩慈我輩の心志を庇祐たまはん事を願ふなり。

- 一、我輩主耶蘇を信するものは信心を増益せんために此公會を立、且聖書に適合と公會の聖潔とを補佐の術策は長老の政事たるべしと憶ふ、是故に我輩此政事に從て横濱に主耶蘇の一公會を立つ。
- 二、總て此會に教師、長老、執事の三職あり。
- 三、教師の職は専ら祈禱を務て道を傳へ洗禮と聖晚餐とを行ひ、長老、執事公會を監督し、又長老と偕に進教の者退教の者を成裁す。
- 四、長老の職は教師と偕に進教の者を成裁し、諸教師、諸長老、執事等の行ふべき事を監督し、教友を訓誨し、教友の行爲を研察し、又會中齊く集るときはこれをよく治理て群衆雜亂なからしめ、凡て教師を助け會中の諸事をよく司るなり。
- 五、執事の職は専ら銀錢の事を理む、捐助のものあれば之を收藏し、貧乏の者あれば

之を救濟し、貧者、病者をよく懇切に問尋すべきなり。且その銀錢の出入を記して公會の望に任せてその記録を見すべきなり。

- 六、一年に三月九月の二回、首の安息日に各ひとしく集會し、會中の諸事、内規の改變を欲するは之を議し、凡て道に進むために衆議をなすべきなり。

- 七、長老、執事の任は二年にして改む、選舉の時は二月首の安息日に於て名札多きに從ひ三分の二を以て決定すべし。既選定するときは三分の一方も二方と偕に同心唯諾すべし。

- 八、凡ての事會中議すでに定て後は人々之に從て行ふべし。面に從て背に議すべからず。

- 九、聖書中の疑き事いまだ審にせざるものは猥りに教外の人に説べからず。蓋人を導んと欲し反て人を疑はすればなり。故に先づ教會に就て之を質し或は教師に於て之を論定すべし。

十、會中の兄弟疾病互に相恤み、患難あひ救ひ、踈んじて侮るべからず、弱き者を祐て共に道に進むべし。

十一、捐助の術は衆人各業の十分の一つを以て會に入べきなれども、今姑く自便に任せて毎月首の安息日に於て金を執事に托して救濟の法を行べきなり。

十二、我輩居を轉じ彼處の公會に加らんと欲ば許可を受べし。

十三、事ありて他國に行くものはその行を長老に告べし。もし久しくその國に留らんと欲するものはその情を長老に語て音書を絶つべからず。

十四、もし言と行と教に従はざる有て諸兄弟の忠告を聽ず、長老の訓導に従はざるものは公會の意に因て教師、長老之を裁斷すべし。

十五、教師、長老を裁判するは日本に公會數多立までは美國の教師、長老の裁判を受べきなり。

十六、凡そ教に加らんと欲るものは先其情を長老に語り盡く會中の規則の意を知て後

に加入すべきなり。

附 録 (二一號)

第二、日本基督公會條例

第一條例 (信仰諸則)

日本國に立る所の耶蘇キリストの公會に於て信すべき事左の如し。

第一則、聖書は神靈の示す所又權能と其信すべき事を充實せる事。

第二則、聖書を讀み且傳ふるとき自己の決心に任すべきは正理なる事又務むべき事。

第三則、神は唯一にして三位ある事。

第四則、始祖の原罪に因て人皆罪を犯す者となれる事。

第五則、神の子肉體となりて降生し人類の罪を贖ひ、又中保となりて信者を天父に顯はし、又之れが爲に祈り、且公會の首となりて之を統一する事。

第六則、罪人は唯信に由て救を受け義とせらるゝ事。

第七則、罪人を更生し之を清潔に歸せしむるは聖靈の感能に由れる事。

第八則、靈魂の死せざるごとく、身體の復活すること、及我儕の主耶蘇キリストは世界を審判し、並に義者に永福を與へ惡者に永刑を與ふる事。

第九則、キリストの司職は神の設立すること、又洗禮と聖晚餐の式は公會の大禮にして永く守るべき事。

第二條例 (公會基礎)

我輩の公會は宗派に屬せず唯主耶蘇キリストの名に依て建る所なれば、單に聖書を標準とし、是を信じ、是を勉る者は、皆是キリストの僕、我儕の兄弟なれば、會中の各員全世界の信者を同視して一家の親愛を盡すべし。是故に此會を基督公會と稱す。

第三條例 (安息日)

第一則、安息日毎に會堂に集り、神恩を感謝し、聖徳を頌讚し、熱心を以て祈禱を爲

し、講ずる所の聖教を服膺し、偕に聖潔を全ふすべし。

第二則、毎月首の安息日に於て會中齊く聖晚餐を守るべし。

第四條例 (會吏の職務)

會中に牧師、長老、執事の三職あり。

牧師は専ら祈禱を務め、道を傳へ、洗禮、聖晚餐を行ひ、又長老、執事及會中を監督し、又異端を禦ぎ、會友を監し、長老と共に進教退教の者を制裁するを職とす。但此職期を定め其時に從て牧師、會衆の意に任ずべし。

長老は牧師と偕に進教、退教の者を制裁し、牧師、執事、會友の行爲及牧師の道を講ずることを監督し、諸事を治るを職とす。但此職二年にして新撰交代すべきも、衆議幾次も此人を公撰中に入る、妨なしとす。

執事は専ら出納を掌り、又疾病、貧窮を訪ひ、救濟のことを職とす。但此職務交代は長老に同じ。

第五條例 (集會及公撰)

第一則、毎年四月十月第一の水曜日を集會の期日と定め、各會より牧師、長老一員づゝ其會の委員として來會し、互に各會の情態及其定議を演説し、規則の變換全公會の保護、及傳道の便宜を論及すべし。

第二則、此公會の各員常々前第二條を堅く遵奉すべし。

第三則、集會に於て議定すべき各件は會衆三分の二を以て決定し、自餘の一分は從て同意すべし。又各會に於て牧師、長老及び執事を公撰するも此例に準すべし。

第六條例 (勸懲)

第一則、牧師、長老の勸導に従はず、其言行教意に背戻せる者は、會衆の意を得て牧師、長老之を除くべし。

第二則、牧師、長老、執事を訴案するは牧師、長老の組の議定に任すべし。

第七條例 (通則)

第一則、會中の兄弟屢集會して道義を講習し互に親愛を厚くして道に進むべし。若疾病、患難に罹る者あらば殊に之を慰藉すべし。

第二則、聖書中に於て其意味を明瞭に理解せざる事を輕卒に説くべからず。

第三則、各會の各員其分相當の財を毎月執事に托し救濟及び公會の入費に充つべし。

第四則、居を轉じ又は三週以上其本地を離るゝときは之を長老に告げ互に音書を絶つべからず。若彼處の公會に加はらんと欲せば長老の添書を受くべし。

今我儕此公會條例を撰定し以て會中相俱にキリストの一體を成して神の榮を顯し、神の樂を樂み永遠に至んために父子聖靈の恩慈勸導常に我儕の中に在んことを誠願す。
ア、メン。

附 錄 (三號)

初代の讚美歌

一

よい國あります、たいさう遠方
信者は榮え光りぞ。

二

耶蘇我を愛す、 左様聖書申す、
歸すれば子たち、 弱いも強い、

ハイ耶蘇愛す、 ハイ耶蘇愛す、

ハイ耶蘇愛す、 左様聖書申す。

三

一、ヤコブの井に、 耶蘇すわりし、
清水の流れを、 水汲來きし、

濟度の自由を謝す、 濟度の自由を謝す、

濟度人に及ぶ、 濟度の自由を謝す。

二、毎日非人が、 暗夜に立ちし、
主人過ぎる時に、 眼をなをしし。

三、異族の婦人は、 めぐみをこひしい、
祈禱こめし小兒が、 急になをりし。

四、ベテスタ池に、 中風人座せし、
醫を頼む前に、 立てと告げし。

五、主安心させよ、 盜賊叫びし、
當日我れ天に住まう、 耶蘇答へし。

附 錄 (四號)

漳泉大會の書翰

書奉

漳泉長老大會 僕

二一〇

大日本國耶蘇聖會諸位牧師暨諸位先生大人閣下、敬啓者敝會本年三月春聚集編想、貴會數年來大邀、

主眷、教化日見興隆、國俗漸臻美備、殊令敝會欣慕而景仰之者也、蓋教會雖分設、東南而理、初無二致、人身雖遠、隔山海而情自可相通、遙蒙惠賜貴札、藉聆矩誨、獲益靡涯、感激曷勝、茲謹將敝會各歲情形、略陳梗概、致

貴會聞之、亦爲感謝

上帝也、敝會客歲傳道之機遇、無甚起色、講堂僅增有二處、進教之人九十有六、計共教堂四十二所、進教男女一千二百七十名、大義學二坐肆、習天道者共有二十一、小義學十七坐、坐生童二百餘、概屬信道之子弟也、女義學二所、女徒約四五十、傳道束脩共捐七百二十餘元、公會什費共有二千七百四十餘元、所可慮者、黜革人數較前尤多、且有

數處聖道尙未流行、伏望貴會胞與爲懷、恆爲敝會祈禱、俾敝會賴

聖神感化、多結善果、凡尊卑大小俱能覺悟真道、速出迷津、以歸三位一體之上帝、固所願也、肅此訴請、

貴會牧師先生以及衆兄弟姊妹

道安並願

主耶蘇基督恩寵平康、錫爾不匱

漳泉長老大會 會正陳宣令 紀事季日享 同頓

七月十七日申

—(附錄終り)—

二一一

大正拾壹年十一月一日印刷
大正拾壹年十一月廿五日發行

【定價金壹圓五拾錢】

編輯者 東京府荏原郡大崎二百四十五番地 山本秀煌

發行者 橫濱市中村町百七番地 笹倉彌吉

印刷者 東京市芝區新櫻田町十九番地 岡千代彦

印刷所 東京市芝區新櫻田町十九番地 自由活版所

發行所 東京市神田區表猿樂町拾番地 日本基督教會大會事務所

504
116

終